

# 「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」 に関するQ & A

令和4年3月 郡山市教育委員会

「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」の運用について、各学校から質問があったものをQ & A形式でまとめました。本指針は、「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」「教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等」を目的として策定しましたので、その内容に沿って部活動等の運営がなされるようお願いします。

## 《本指針の趣旨について》

Q1 今回の指針の策定の趣旨は何でしょうか。

A1 部活動・特設活動は、学校教育の一環として児童生徒の自主性、協調性等の社会性の涵養や競技力・技能の向上、異年齢集団との交流を通じた好ましい人間関係の構築等を目的として実施しています。しかし、休養等を十分に確保しないことによる児童生徒の身体的な疲労の蓄積をはじめ、学習や趣味、家族との触れ合い、地域の活動に参加する時間が十分に確保できないという課題が見られます。

また、教職員の長時間勤務という実態があり、その要因の一つに部活動等の指導があげられています。これらの課題の改善を図ることを目的に、平成30年3月に「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」を策定し、令和4年3月に改訂しました。

## 《休養日の設定について》

Q2 授業のある週の週休日に活動しない場合は、平日に5日間活動してもよいですか。

A2 週休日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設けることとなります。

Q3 長期休業中は、原則として週休日を休養日とし、平日に5日間活動してもよいですか。

A3 指針では、平日に1日以上、週休日に1日以上休養日を設定しておりますが、長期休業中は、週休日を休養日とし、平日に5日間活動することは構いません。（活動日は、上限で週5日間とします。）

なお、長期休業中の活動時間は3時間以内としております。

Q 4 日曜日に大会やコンクールがある場合、前日の土曜日に活動してもよいですか。

A 4 日曜日に大会やコンクールがある場合、調整等で土曜日に活動することは可能です。  
ただし、3時間以内とし、通常の平日の休養日の他、翌週の平日に1日、計2日間の休養日を設けることとなります。

Q 5 土曜日、日曜日に2日間にわたり終日活動した場合、休養日をどのように設定すればよいですか。

A 5 土曜日、日曜日と2日間活動できるのは、大会やコンクール等の場合であり、2日間終日練習することはできません。土曜日、日曜日に大会やコンクール等で2日間にわたって活動した場合は、通常の平日の休養日の他、翌週の平日に1日、計2日間の休養日を設けることとなります。

Q 6 大会前数週間は、週休日のうち1日に3時間を超えて練習や練習試合を行ってもよいですか。

A 6 大会前であっても週休日に3時間を超えて練習することはできません。練習試合をやむを得ず、3時間を超えて実施する場合は、通常の平日の休養日の他、翌週の平日に1日、計2日間の休養日を設けることとなります。

Q 7 大会前数週間は、土曜日、日曜日の2日間にわたり練習や練習試合を行ってもよいですか。

A 7 大会前であっても、土曜日、日曜日に2日にわたり練習や練習試合をすることはできません。ただし、宿泊を伴う遠征等により練習試合をする等、やむを得ず2日間実施しなければならない場合は、通常の平日の休養日の他、翌週の平日に1日、計2日間の休養日を設けて実施することとなります。

Q 8 週休日を挟み3連休が生じた場合、土曜日、日曜日の2日間活動を行い、金曜日または月曜日の祝日を休養日とすることは可能ですか。

A 8 各学校の実態により、土曜日、日曜日に部活動等を実施して、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益であると判断した場合は、可能とします。ただし、第3日曜日は、全市一斉の休養日となります。

Q9 毎月第3日曜日は、全市一斉の休養日となっておりますが、大会やコンクールを開催しないよう協会等に要請はしますか。

A9 本市の指針内容についてご協力いただけるよう、郡山市体育協会や県南吹奏楽連盟、県南合唱連盟等に要請しております。

なお、第3日曜日に行われる大会やコンクールにやむを得ず参加する場合は、児童生徒や保護者の希望や意見を踏まえ、児童生徒及び教職員の負担荷重とならないよう配慮が必要です。（予選会を通過して出場できる上位大会が、第3日曜日に行われる場合等を想定しております。）

### 《活動時間の設定について》

Q10 「平日は活動時間を2時間以内」となっていますが、特設部を放課後に実施する場合、特設部と常設部の活動時間はどうなりますか。

A10 平日の放課後の活動時間は特設部、常設部の活動を併せて2時間以内となります。2時間の割り振りについては、各学校での判断になります。

Q11 活動時間に、準備や後片付けの時間は含まれますか。

A11 準備や後片付けの時間は、活動時間の中には含めないものとしております。

Q12 地域の行事参加や施設でのボランティア活動などの取組みは、活動時間の中に含まれますか。

A12 地域の行事参加や施設でのボランティア活動などの取組みは、原則として活動時間には含めないものとしていますが、児童生徒や教職員にとって過度な負担とならないよう、地域の理解と協力を得ながら進めることが重要になります。その際の練習については、通常の活動時間の中で行うものとします。

### 《朝の練習について》

Q13 「朝の練習」の練習時間とは、どの範囲をさしていますか。

A13 「朝の練習」は、授業日の勤務時間前に特設部として校長が認めた期間と時間の中で実施するものです。実施できるのは特設部のみであり、正規の勤務時間前の活動であるため、校長は勤務時間の割り振りを適正に行うようになります。

Q14 朝の練習は、特設部のみとなっておりますが、例えば、陸上部や合唱部等が常設である学校についても、そこに特設部員が加わった期間、朝の練習ができますか。

A14 特設部員が加わった期間、特設部として朝の練習は可能です。

Q15 朝の練習の「限られた期間」とありますが、どの程度の期間をさしますか。

A15 当該競技等の大会等に向け、校長が必要と認めた期間とします。ただし、この間、当該特設部の児童生徒の1日の活動時間が2時間を超えることが想定されますので、児童生徒や教職員及び保護者の過重負担とならないよう十分な配慮が必要です。

Q16 児童生徒の体力向上を目指して「朝の運動」を行っていますが、この活動は「部活動」にあたりますか。

A16 部活動単位ではなく、学年単位や全校生を対象に体力向上を目的として行われる「朝の運動」については、本指針の対象とはしていません。ただし、「朝の運動」が児童生徒や教職員及び保護者の過重負担とならないよう十分な配慮が必要です。

## 《その他》

Q17 部活動休養日に伴う家庭や地域の受け皿の体制を整える必要があるのではないですか。

A17 部活動休養日によって作り出された時間は、家庭学習や読書、家族と過ごす時間等、有意義なものとなるよう今後も学校や家庭及び地域が連携して取り組むべきものと考えています。

Q18 各学校が策定する「部活動等にかかる活動方針」は、統一した様式はありますか。

A18 これまで各学校で作成していた部活動等の運営計画に、児童生徒や教職員の負担を少なくするために必要な事項（休養日や活動時間のルール）を追加することとしましたので、統一した様式はありません。

Q19 活動計画・実施状況報告の様式は、学校独自のものでいいですか。

A19 活動計画は、各学校任意の様式で作成してください。また、実施状況報告は市が各校へ配付する様式で作成してください。

Q20 部活動等が終了した後に、保護者主催やスポーツ少年団の活動として、活動することは認められますか。

A20 本指針は「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」を目的に策定したものであることから、児童生徒が自分の意思で参加、不参加の判断ができるようにするとともに、不参加を理由に選手選考等に影響することのないよう配慮する必要があります。また、本指針が休養日を設定している意味を踏まえ、児童生徒の負担過重にならないよう判断してください。ただし、指針にあるように部活動顧問が、同部員に対して部活動同様の活動をすることは本指針の趣旨には沿いません。

Q21 教育委員会主催の「心のハーモニー」等は、今後どうなっていますか。

A21 現在「心のハーモニー」は、本指針に沿って開催しておりますが、今後も指針に沿った内容、開催回数、開催時期等について、検討していきます。

Q22 各学校の活動方針の周知はどのようにすればよいですか。

A22 各学校が作成する「部活動等に係る活動方針」については、策定が済みましたら各学校で保護者等へ文書配付や学校ウェブサイトへの掲載等により周知してください。

また、市教育委員会が策定した「郡山市立部活動等あり方に関する指針概要版」もあわせて全家庭に配付してください。また、各校のウェブサイトにも掲載してください。

Q23 文化部活動においても本市の指針を適用するのはどうしてですか。

A23 文化部活動については、文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)が策定されており、その内容については、文部科学省が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)を踏襲したものとなっています。また、福島県教育委員会が策定した「部活動の在り方に関する方針」(令和3年3月)においては、運動、文化に関わらず部活動全体への方針として位置づけられていますので、本市においても運動、文化に関わらず本指針を適用していきます。